

2019年1月
No.19-016a(本)※5

検査内容変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、下記項目につきまして検査内容を変更させていただきますので、取り急ぎご案内する次第です。

誠に勝手ではございますが、事情をご賢察の上、何卒ご了承の程お願い申し上げます。

敬具

記

■対象項目

- [6401] EB ウイルス(EBV)-DNA 定量
- [-] EB ウイルス(EBV)-DNA 定量 <リンパ球>

※変更内容は裏面をご確認下さい。

■変更期日

- 2019年1月30日(水)受付日分より

■対象項目/変更内容

頁	項目コード	検査項目名	変更内容	新	旧
64	6401	EB ウイルス (EBV)-DNA 定量	検査項目名	EB ウイルス核酸定量	EB ウイルス(EBV)-DNA 定量
			検体量 (mL)	血液(EDTA-2Na 加)2.0 血清 0.8 血漿 0.8 髄液 0.8	血清 0.4 または 髄液 0.4 または EDTA 加血液 2
			保存方法 (安定性)	血液:冷蔵(14日) 血清、血漿、髄液:凍結	血清、髄液:凍結 血液:冷蔵
			基準値 (単位)	検出せず (コピー/mL)	100 未満 (コピー/10 ⁶ cells)
			実施料 判断料	310 点(D023 7) ^{※次頁参照} 150 点(微生物学的検査)	未記載
			備考	血液:凍結保存は避けてください。他項目との重複依頼は避けてください。本検査方法ではコンタミネーションの影響がより大きくなりますので、検体採取にあたっては取り扱いに充分ご注意ください。	-
			検査委託先	エスアールエル(→5)	LSI メディエンス(→1)
65	-	EB ウイルス (EBV)-DNA 定量 <リンパ球>	検査項目名	EB ウイルス核酸定量 (WBC)	EB ウイルス(EBV)-DNA 定量<リンパ球>
			検体量 (mL)	血液(EDTA-2Na) 5.0	EDTA 加血液 5
			基準値	検出せず (コピー/μg DNA)	10 未満(定量下限) (コピー/μg)
			実施料 判断料	310 点(D023 7) ^{※次頁参照} 150 点(微生物学的検査)	未記載
			所要日数	3~6 日	4~7 日
			備考	凍結保存は避けてください。本検査は血液中のパフィーコートから抽出した DNA を測定いたします。化学療法などにより細胞数が減少している場合は、必要量の DNA が抽出できない場合があります。他項目との重複依頼は避けてください。本検査方法ではコンタミネーションの影響が大きくなりますので、検体採取にあたっては取り扱いに充分ご注意ください。	受付:休日前不可。採血後、速やかに検体をご提出下さい。(原則として採血後 24 時間以内の検体を用います。) 検体中の 1μgDNA 当たりのウイルスコピー数として表示。リアルタイム PCR 法による検査において定量値をべき乗表示する場合、報告書上の記載は例示の通りとなります。(例) 5.0 × 10 ² コピー → 50 × 10 ¹ コピー DNA が規定量回収できない場合は、換算値にて結果をご報告する場合があります。
			検査委託先	エスアールエル(→5)	LSI メディエンス(→1)

※留意事項(抜粋)

EBウイルス核酸定量は、以下のいずれかに該当する患者に対して、リアルタイムPCR法により実施した場合に算定する。

- (ア) 臓器移植後の患者については、移植後3月以内の場合は1週に1回、移植後1年以内の場合は1月に1回に限り算定する。ただし、移植後1年以内にEBウイルス核酸定量の測定を行い、核酸量の高値が認められた患者については、移植後1年以上経過した場合も、3月に1回に限り算定できる。
- (イ) 造血幹細胞移植後の患者であって、HLA型不一致の移植が行われた患者又は移植に伴い抗胸腺細胞グロブリンが投与された患者については、移植後3月以内の場合は1週に1回、移植後1年以内の場合は1月に1回に限り算定する。
- (ウ) 臓器移植後の急性拒絶反応又は造血幹細胞移植後の急性移植片対宿主病に対して抗胸腺細胞グロブリンが投与された患者については、抗胸腺細胞グロブリンの投与開始日から起算して2月以内の場合は1週に1回、6月以内の場合は1月に1回に限り算定する。
- (エ) 移植後リンパ増殖性疾患を疑う患者に対して、当該疾患の診断の補助又は診断された後の経過観察を目的として実施する場合に算定する。ただし、経過観察を目的とする場合は、当該疾患と診断された日から起算して1月以内の場合は1週に1回、6月以内の場合は1月に1回に限り算定する。
- (オ) 悪性リンパ腫又は白血病の患者に対して、EBウイルス陽性の確認又は確認された後の経過観察を目的として実施する場合に算定する。ただし、経過観察を目的とする場合は、悪性リンパ腫又は白血病と診断された日から1年以内に限り、1月に1回に限り算定する。
- (カ) 再生不良性貧血の患者であって、抗胸腺細胞グロブリンが投与された患者については、抗胸腺細胞グロブリンの投与開始日から起算して2月以内の場合は1週に1回、6月以内の場合は1月に1回に限り算定する。
- (キ) 慢性活動性 EB ウイルス感染症を疑う患者に対して、当該疾患の診断の補助又は診断された後の経過観察を目的に実施された場合は、1月に1回に限り算定する。